

鳥獣による農作物被害で

お困りの方へ



狩猟免許新規取得補助金

鳥獣による農作物被害が増加している一方で、有害鳥獣捕獲従事者は減少傾向にあります。

今年度、新たに狩猟免許を取得される方に対して、町から補助金を交付します。

補助金を受けられる方は、大山町在住者で、補助金を受けた後3年間は、町の有害鳥獣捕獲業務に従事していただく方です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

◆補助金額

- ・わな猟 20,000円
- ・第一種銃猟 30,000円
- ・わな猟+第一種銃猟 40,000円

【狩猟免許試験日】

- ・米子会場 7月5日(日)
- ・鳥取会場 8月2日(日)
- ・倉吉会場 8月30日(日)
- 12月6日(日)

※試験に関する要項、申込用紙等は、役場本庁・各支所に置いてあります。受験には、事前の申し込みが必要で、申し込み先は、鳥取県西部総合事務所です。役場では受付できませんのでご注意ください。

侵入防止柵の整備に係る支援事業

イノシシ・シカ等による農作物被害を防ぐため、電気柵等を設置される個人、グループには、国の交付金事業および県と町の補助事業を活用していただくことができます。

◆鳥獣被害防止総合対策交付金(国事業)

〈実施要件等〉

- ・集落や農事組合単位で行う柵の整備
- ・受益戸数が3戸以上
- ・対象経費：資材費
- ・補助率：原則10/10

◆鳥獣被害総合対策事業補助金(県・町事業)

〈実施要件等〉

- ・小規模なグループで行う柵の整備
- ・受益戸数が2戸以上(認定農業者であれば単独での実施が可能)
- ・対象経費：資材費
- ・補助率：2/3

設置をお考えの方は、担当課へお問い合わせください。

◆申請窓口・問い合わせ先

農林水産課

☎0858・58・6116

6月1日は

「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法(昭和24年5月31日)が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に人権相談が開設されます。

本町では、法務大臣から委嘱を受けた6人の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先

人権交流センター

☎0859・54・2286

6月1日(月)

- 中山地区 役場中山支所 13時30分～16時
- 名和地区 人権交流センター 13時30分～15時30分
- 大山地区 大山公民館 13時30分～16時

※毎月1回定例の「人権相談の日」を設けています。「広報だいせん」の行事カレンダーなどでご確認ください。

外国人登録証から特別永住者証明書へのきりかえを!

平成24年7月9日からの特別永住者制度の変更に伴い、「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されることになっています。

次の対象者の方は、平成27年(2015年)7月8日までに、特別永住者証明書のきりかえ手続きをする必要があります。

- 【対象者】 次のすべてに該当する人
- ・現在、みなし特別永住者証明書(旧外国人登録証)を持っている
 - ・そのカードに記載されている次回確認(切替)申請期間が2015年7月8日よりも前である
 - ・大山町内在住の特別永住者

【申請期限】 平成27年7月8日

【持参するもの】

- ・みなし特別永住者証明書(旧外国人登録証)
- ・旅券(有効期限内のものがあれば必ず持参してください)
- ・顔写真1枚(縦4cm×横3cm)

【申請場所】 住民生活課 ☎0859-54-5210